

令和 7 年度サークル育成支援事業実施要項

1 趣 旨

村民の主体的な生涯学習活動を促進し、村民が互いに学びあい、教えあい、その成果を活かして社会に貢献する豊かな地域づくりを目指す。

2 事業期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）

3 対 象

自主的・主体的な運営（※1）を行い、生涯学習活動（※2）を行うサークル

※オンラインで行う活動も含む

4 認定基準

- （1）会員が自主的かつ主体的に運営しており、原則として会員の入退会を妨げられないものであること。
- （2）会員及び日常の活動人員が 5 名以上であり、半数以上が村内在住または、在勤であること。
- （3）年間 3 回以上の活動を行うこと。
- （4）会員相互の親睦のみを目的とする団体ではなく、村情報誌等に団体情報の掲載が可能であって広く村民に教室を開放できること。
- （5）営利を目的とした事業や政治活動、宗教活動等を行わない団体であること。
- （6）Ⅰ種認定においては、新規サークル及び新規認定から 3 年以内のサークルであること。

5 助成、支援等の内容

（1）Ⅰ種

- ① 認定サークルに対して 3 年を限度に年間 3 万円以下の助成を行う。ただし、助成金の内容は講師謝礼金（旅費を除く）とし、1 時間当たりの謝金単価は、村の「講師等に対する報償費の支給基準」によるものとする。
- ② 教育委員会所管社会教育関連施設の使用料を半額免除する。
- ③ 活動が軌道に乗るまで事務局が運営を支援する。

（2）Ⅱ種

- ① 教育委員会所管社会教育関連施設の使用料を半額免除する。

6 実施方法

- （1）学習サークルとして公募する。また、令和 6 年度認定サークルに対しても案内する。募集期間は、Ⅰ種については令和 7 年 3 月 17 日から 3 月 28 日までとする。ただし、同期間に応募団体が少数であった場合、予算の範囲内で 3 月 29 日以降も受け付けるものとし、最終期限は 10 月 31 日までとする。Ⅱ種については随時受け付ける。
- （2）サークル育成支援事業申請書(様式 1)により申し込みを受け付け、教育委員会事務局で審査のうえ、助成及び支援する学習サークルを認定する。
要項及び申請書様式は、教育委員会事務局で配布する。村のホームページへも掲載する。
- （3）認定サークルが教育委員会所管社会教育関連施設を使用する場合は、施設の使用許可申請書を教育委員会へ提出し、承認を得るものとする。

- (4) I 種に認定されたサークルに対する講師謝礼金は、認定サークルからの活動報告書(様式2)の提出をもって講師へ支給する。
- (5) I 種、II 種ともに活動状況を活動状況調査票(様式3)に記録し、令和8年3月31日までに教育委員会へ提出するものとする。
- (6) I 種認定から3年経過したサークルが、サークル名、代表者、講師、活動内容等を変更して、新規サークルとしてI 種サークルへ申請することは認めず、3年後には自主運営ができるサークルを目指すよう支援する。
- (7) 認定された団体であっても認定基準の要件を備えていないと認められるときや認定サークルとして不適切な行為をしたと認められるときには、認定の取り消しを行うこともある。
- (8) 申請内容に変更がある場合や、サークルの解散を行うときは、すみやかに教育委員会へ申し出るものとする。

7 その他

- (1) 認定サークルの情報を広報及びチラシ配布などにより、村民へ広く周知する。

※1「自主的・主体的な運営」とは

講師が中心ではなく、会員同士が活動内容、役割分担などを話し合って運営している団体。

※2 生涯学習活動の例

生涯学習活動の内容は様々あるが、例として以下のような学習・活動

- 社会や地域の課題等に関する学習・活動(まちづくり、環境問題など)
- 家庭教育・子育て支援(育児サークルなど)
- 文化・芸術(合唱、演劇、音楽、絵画、料理、写真、手芸など)
- スポーツ・レクリエーション(軽スポーツ、健康の増進、野外活動など)
- ボランティア活動ほか(学習支援、青少年育成、高齢者福祉など)